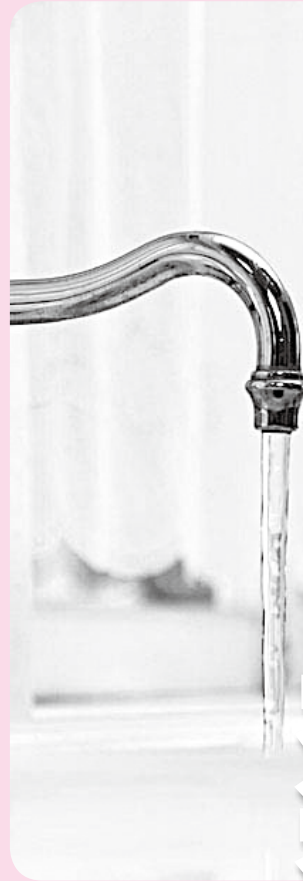


# 平成22年4月から

## 水道料金が改定されます



現在の袋井市の水道料金は、袋井地域・浅羽地域・旧簡易水道地域（笠原地区）の3つの異なった料金体系となっていますが、平成22年4月からは、新しい料金体系に統一されます。

新しい料金体系では、基本料金や基本水量などが変更になりますが、料金が値上がりとなる場合には、緩和措置により段階的な料金移行となります。

◎水道課総務経理係 ☎23-9214

### 💧水道料金改定の背景

現在の水道料金体系は、旧袋井市では平成7年度に、旧浅羽町では昭和61年度に改定したものです。

平成17年4月の合併により新市が誕生しましたが、水道料金については、合併協議の中で、合併後5年度以内に再編することとし、それまでの間は、現行体系により算定することになっていました。

今回の料金改定は、この合併時の協議に基づき行われるもので、市内の水道料金の統一を図

るとともに、安定した水道水の供給を目指すものです。

### 💧新しい料金体系について

新しい料金体系は、市民代表者や企業代表者、有識者などからなる「袋井市水道料金懇話会」で協議・提出された意見書をもとに、市議会での議決を経て決定されたものです。

再編にあたっては、将来にわたり水道事業を安定的に維持していくための料金収入が必要なことから、平成22年度～26年度までの必要経費をもとに、新た

な料金体系を設定しました。

また、地域や使用する水道の口径、水量によって値上げや値下げとなりますが、現行料金に比べ新料金が値上がりする場合には、料金引き上げに対する緩和措置として、平成24年度まで毎年段階的に値上げしていきます。

市では、今回の料金改定を踏まえ、今後も一層、経費の削減や経営の効率化などに努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

新しい料金体系の内容

○基本水量・基本料金の変更

これまでの料金体系では、基本料金の中に一定水量(2か月あたり20㎡)の料金が含まれ、その水量以内の使用であれば、料金は一定でした(この基本料金に含まれる一定水量を「基本水量」といいますが、新しい料金体系では、メーターの口径が13ミリ・20ミリの場合に限り、基本水量を2か月あたり16㎡までとし、口径が25ミリ以上の場合は、基本水量は設定していません)。また、これに併せて基本料金も下表のとおり変更となります。

使用量を抑えるほど単価は低くなりますので、家庭での節水に心掛けましょう。

■水道加入分担保金

水道加入分担保金は、袋井地域・浅羽地域の低い方に統一しました。

口径	料金
13mm	36,750円
20mm	84,000円
25mm	162,750円
30mm	246,750円
40mm	504,000円
50mm	735,000円
75mm	1,848,000円
100mm	3,134,250円

◇水道料金は、メーターの口径ごとに定められた「①基本料金」と、使用した水量に応じた「②従量料金」の合計で算出されます。水道料金は、2か月に1回検針を行い、2か月分をまとめて請求します。

①基本料金 (口径別に1件あたり)	+	②従量料金 (1㎡あたりの単価 × 使用水量)	=	水道料金
----------------------	---	----------------------------	---	------

①基本料金						
口径	新料金		【参考】現行料金			
	基本水量	市内一律	基本水量	袋井地域	浅羽地域	旧簡易水道地域
13mm	16㎡まで	1,260円	20㎡まで	1,575円	2,058円	1,340円
20mm		2,200円		3,591円	3,150円	1,460円
25mm	なし	2,600円		5,670円	5,250円	1,480円
30mm		4,000円		8,610円	6,720円	1,640円
40mm		8,600円		16,863円	10,500円	1,720円
50mm		15,400円		24,801円	18,900円	3,860円
75mm		44,600円		61,593円	35,700円	4,500円
100mm		95,000円		103,530円	58,800円	

②従量料金 (1㎡あたり)					
使用水量	新料金		現行料金		
	口径 13・20mm	口径 25mm以上	袋井地域	浅羽地域	旧簡易水道地域
0～16㎡	なし	135円	なし	なし	なし
17～20㎡					
21～50㎡	145円		120.75円	99.75円	70円
51～60㎡	155円		147.00円		
61～100㎡	165円		173.25円	115.50円	
101～200㎡	175円		189.00円		
201㎡～	175円				

【料金計算例】 口径13mmで2か月間に50㎡使用した場合

- ・基本料金 1,260円…①
- ・従量料金 145円(17～50㎡の単価) × 34㎡(使用水量(50㎡)から基本水量(16㎡)を除いた水量) = 4,930円…②
- ・合計金額 ① + ② = 1,260円 + 4,930円 = 6,190円

◎新しい水道料金体系(2か月・税込み)

水道料金の改定に伴う  
**住民説明会**を行います

日	所
1月13日(水)	月見の里学遊館 うさぎホール
1月14日(木)	浅羽会館 大ホール
1月15日(金)	中央公民館 ホール

時 午後7時～9時



◇新しい水道料金  
や改定の経緯な  
どについて説明  
します。  
◇都合の良い会場へ  
お越しください。

☎水道課総務経理係  
☎23-9214

◎新料金と現行料金との比較 (2か月・税込み)

▽口径13mmの場合

使用 水量	新料金	袋井地域		浅羽地域		旧簡易水道地域	
		現行料金	増加額	現行料金	増加額	現行料金	増加額
10㎥	1,260円	1,570円	▲310円	2,050円	▲790円	1,340円	▲80円
20㎥	1,840円	1,570円	270円	2,050円	▲210円	1,340円	500円
50㎥	6,190円	5,190円	1,000円	5,050円	1,140円	3,440円	2,750円
100㎥	13,940円	12,540円	1,400円	10,240円	3,700円	6,940円	7,000円
200㎥	30,440円	29,870円	570円	21,790円	8,650円	13,940円	16,500円
500㎥	82,940円	86,570円	▲3,630円	56,440円	26,500円	34,940円	48,000円

▽口径20mmの場合

使用 水量	新料金	袋井地域		浅羽地域		旧簡易水道地域	
		現行料金	増加額	現行料金	増加額	現行料金	増加額
10㎥	2,200円	3,590円	▲1,390円	3,150円	▲950円	1,460円	740円
20㎥	2,780円	3,590円	▲810円	3,150円	▲370円	1,460円	1,320円
50㎥	7,130円	7,210円	▲80円	6,140円	990円	3,560円	3,570円
100㎥	14,880円	14,560円	320円	11,340円	3,540円	7,060円	7,820円
200㎥	31,380円	31,880円	▲500円	22,890円	8,490円	14,060円	17,320円
500㎥	83,880円	88,580円	▲4,700円	57,540円	26,340円	35,060円	48,820円

◎調整期間の減額料金計算方法

$$\text{調整期間の水道料金} = \text{新料金} - (\text{新料金} - \text{現行料金}) \times \text{調整率}$$

※1円未満は切り捨て

【料金計算例】 袋井地域にて、口径13mmで2か月間に50㎥使用した場合 (新料金=6,190円、現行料金=5,190円)

- ・平成22年度 6,190円 - (6,190円 - 5,190円) × 3/4 = 5,440円
- ・平成23年度 6,190円 - (6,190円 - 5,190円) × 2/4 = 5,690円
- ・平成24年度 6,190円 - (6,190円 - 5,190円) × 1/4 = 5,940円

値上げに対する緩和措置  
新料金表で算出した料金が現行料金より増額となる場合には、値上げに対する緩和措置として、向こう3年間は、現行料金との差額分について左表のとおり、毎年度減額調整を行います。

年度 (調整期間)	調整率 (減額率)
平成22年度	4分の3
平成23年度	4分の2
平成24年度	4分の1

◎検針期間が4月1日を含む場合の料金計算方法

- ・前回検針日の翌日から3月31日までの日数=A
- ・4月1日から検針日までの日数=B
- ・3月までの水道料金=A ・4月以降の水道料金=B

$$\text{水道料金} = \frac{A \times A}{A+B} + \frac{B \times B}{A+B}$$

※計算結果に1円未満の端数が生じる場合は、切り捨て。  
※値上げに対する緩和措置が行われる場合は、平成22年～25年の4月1日を含む場合にも、日割り計算が行われます。

検針期間が4月1日を含む場合の料金の日割り計算  
新料金の適用は、4月1日からですが、使用水量の検針は2か月に1回となっているため、4月1日が含まれる期間(検針期間)には、新旧の異なる料金体系が適用されます。  
このため、この検針期間の間は、使用水量を毎日均等とみなし、前回検針日の翌日から3月31日までの日数と、4月1日から検針日までの日数による日割り計算により料金を算出します。